一　施行者の名称　鳥取県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年中国地方整備局告示第三号鳥取都市計画道路事業三・五・三号美萩野覚寺線
三　事業施行期間　自平成十八年一月二十四日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○四国地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年二月十五日から三十日間一般の縦覧に供する。
平成二十五年二月十五日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名　四国横断自動車道愛南大洲線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
宇和島市高串字琴ノ川乙一〇四八番一地先から同市高串字琴ノ川乙九六五番二まで	前	最大 二二四・八一 最小 四九・九五	〇・四三三
	後	最大 一三五・七二 最小 四〇・九〇	〇・四三三
宇和島市三間町曽根八三四番一地先から同市三間町曽根六六〇番一地先まで	前	最大 一八七・〇四 最小 六二・五七	〇・一五八
	後	最大 一八三・一三 最小 六二・五七	〇・一五八

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年二月十五日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十一号及び二十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
徳島市川内町沖島七八番一から同市川内町竹須賀一七八番一まで	前	三三・四〇～二六五・二二	〇・二六八
	後	三九・一一～二八一・二九	〇・二六八

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年二月十五日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
十一号及び二十八号　徳島市川内町沖島七八番一から同市川内町竹須賀一七〇番一まで　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年二月十五日から二週間四国地方整備局及び同局土佐国道事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十五年二月十五日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　五十五号及び四百九十三号
三　指定する道路の部分

区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）
香南市夜須町出口字船渡二七五番一地先から同市香我美町徳王子字花宴三九九番一地先まで	〇・〇〇～八三・三八	三・〇〇七

四　指定する期日　平成二十五年二月十七日

○四国地方整備局告示第十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年二月十五日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十五号及び四百九十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
高知県安芸郡芸西村西分字江尻二二三一番一から南国市物部字東横田七四三番一まで	前	A 八・〇〇～六七・〇〇 B・C 一九・〇〇～一〇一・〇〇	一二・九〇三	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 八・〇〇～六七・〇〇 B・C 一〇・一六～一〇一・〇〇	九・六〇六 一二・九〇三 九・六〇六	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年二月十五日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
五十五号及び四百九十三号　香南市夜須町出口字船渡二七五番一地先から同市香我美町徳王子字花宴三九九番一地先まで　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年二月十七日十五時

○九州地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年二月十五日から三十日間一般の縦覧に供する。
平成二十五年二月十五日　九州地方整備局長　吉崎　収

一　(一)　路線名　東九州自動車道
(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
佐伯市蒲江大字森崎浦字園地後六〇六番一から同市蒲江大字波当津浦字ヲンジ原一番一二四まで	前	一三・六五～一二二・九六	九・八一四
	後	一三・六五～二六六・八四	九・八一四

(三)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所